



資料 3

## 諮 問 書

鹿総第183号  
平成18年7月31日

鹿沼市国民保護協議会  
会長 阿 部 和 夫 様

鹿沼市長 阿 部 和 夫

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第39条第3項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

### 記

#### 1 件 名

国民保護法第35条第1項の規定により本市が作成する国民の保護に関する計画(鹿沼市国民保護計画)に関すること。

#### 2 理 由

平成16年9月、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、国全体として万全な態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする国民保護法が制定された。この法律に基づき、市町村は、有事においては国民の保護のための措置を実施するとともに、平時においても、組織の整備を始めとする有事への備えをすることになる。それらの措置を円滑に実施するための計画を市町村が作成するに当たり、この計画に対し、広く御意見をいただきたく、国民保護法第39条第3項の規定に基づき諮問するものである。